

相模原市監査委員公表第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、令和2年2月26日に実施した財務監査の結果に基づき措置を講じた旨、相模原市中央区選挙管理委員会から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和2年3月27日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 橋 本 慎 一

同 須 田 毅

同 大 崎 秀 治

1 監査対象事務

委託料の支出に関する事務

2 監査の日程

令和元年10月4日から令和2年2月26日まで

3 措置に係る通知日

相模原市中央区選挙管理委員会から通知があった日 令和2年3月17日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>委託料の支出に関する事務を調査したところ、第25回参議院議員通常選挙物品搬送委託の契約において、業者選定に当たり市が発出した見積合せに係る配布資料及び契約相手方から徴した請書に相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「条例」という。)に基づく事項を記載していない事例が見られた。</p> <p>「相模原市暴力団排除条例の施行に係る契約事務の運用について」(平成23年12月27日付け契約課長通知)においては、入札及び見積合せの業者選定に当たっては指名通知書等に条例に基づく事項を追加するとともに、契約締結時には必ず条例に基づく条項を盛り込むよう、契約約款の記載例が示されているところである。</p> <p>本契約において暴力団等排除に関する事項が記載されていなかったことは、市、市民及び事業者が一体となって市民生活や社会経済活動の場から暴力団を排除し、市民の安全で安心な生活を確保</p>	<p>令和元年10月4日から令和2年2月26日にかけて実施された財務監査における指摘事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>今回の指摘事項については、相模原市暴力団排除条例(以下「本条例」という。)の施行に係る契約事務における運用について、管理職を含め職員の制度理解が不十分であったことから誤りが生じたものです。</p> <p>改善措置として、契約事務の際に使用している既存のチェックシートを見直し、見積合せ時の通知に本条例に基づく事項を記載すること及び請書を徴する際に使用する仕様書等に本条例に基づく条項を記載することをチェック項目として追加しました。また、契約事務に当たっては、担当職員のほか所属職員一人ひとりが関係法令や契約事務の手引き等を十分に確認することを改めて周知及び徹底し、疑義が生じた場合は、制度所管課に確認を行うなど再発防止及</p>

することを目的とした条例の趣旨に反するものである。

今後、契約事務の執行に当たっては、担当職員及び管理監督者は条例の趣旨及びその重要性を再認識し、契約関係書類の記載内容を十分に精査・確認するなど再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。

【中央区選挙管理委員会事務局】

び適正な事務執行を図ってまいります。

【中央区選挙管理委員会事務局】